

# 令和6年度 第11回庁議要旨

日時：令和6年9月3日（火）

午前9時～午前9時20分

会場：庁議室

## 〔審議事項〕

### 1 地域生活支援サービスの基準額改定について（保健福祉部）

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）では、国県負担による自立支援給付（障害福祉サービス）と国県補助による地域生活支援事業が規定されている。

地域生活支援事業において各事業所が提供する地域生活支援サービスの費用は、市町村によりその基準額を決定している。基準額の決定に際しては、障害者総合支援法に規定される自立支援給付及び介護保険法に規定される類似サービスの費用を基に算定しており、3年毎となっている障害者総合支援法及び介護保険法の報酬改定が令和6年4月1日付けで行われた。

障害者総合支援法及び介護保険法の報酬改定に伴い、その報酬単価を基に算定している地域生活支援サービスの基準額を改定するもの。

#### (1) 主な内容

下記の地域生活支援サービスについて基準額の改定を行う。

##### ア 障害者総合支援法に規定されるサービス

地域活動支援センター事業、日中一時支援事業、移動支援事業

##### イ 介護保険法に規定される類似サービス

訪問入浴サービス事業

#### (2) 今後の予定

令和6年9月 石巻市障害者地域活動支援センター事業実施要綱、石巻市障害者日中一時支援事業実施要綱、石巻市障害者移動支援事業実施要綱及び石巻市重度障害者訪問入浴サービス事業実施要綱の一部改正

（施行予定年月日：令和6年10月1日）

### 2 水押保育所及び水明保育所の入所定員見直しについて（保健福祉部）

令和5年2月に「第2期石巻市公立幼稚園・保育所・こども園再編計画（以下、再編計画という。）」を策定し、民間事業者の誘致や、公立施設の統廃合を進めており、再編計画の進捗に合わせて公立保育所の入所定員の見直しを適宜行ってきた。

水押保育所及び水明保育所の利用希望者が減少傾向にあるため、入所定員を実態に即した定員数に見直すもの。

#### (1) 主な内容

現在の利用実態及び令和7年度の利用見込みを踏まえて、令和7年4月1日より水押保育所及び水

明保育所の入所定員の見直しを行う。

| 施設名   | 令和 6 年度<br>入所定員 | 令和 7 年度<br>入所定員 | 比較<br>(R7-R6) | 参考<br>R7 利用見込 |
|-------|-----------------|-----------------|---------------|---------------|
| 水押保育所 | 40              | 35              | △5            | 33            |
| 水明保育所 | 35              | 30              | △5            | 29            |

(2) 今後の予定

令和 7 年 4 月 石巻市保育所条例施行規則の一部改正（施行予定年月日：令和 7 年 4 月 1 日）

〔報告事項〕

**1 職員の名札の表記に係る取扱いについて（総務部）**

本市職員が着用する名札の作成等については、石巻市職員章等に関する規程第 5 条に規定されており、令和 3 年 8 月 5 日付け「職員証及び名札の取扱いについて（通知）」により、統一したレイアウトによる名札の着用を周知し、現行の名札を使用している。

昨今、SNS の普及により、名札に記載された氏名をもとにインターネット上で職員の個人情報が特定される事案が官民間わず生じており、カスタマーハラスメントが社会問題となっている。

令和 6 年 7 月に本市職員に対してアンケートを実施したところ、窓口対応業務などにおいて、名札に関連する誹謗中傷被害が確認されたことから、職員が安心して働けるよう、カスタマーハラスメント対策の一環として職員の名札の表記を見直すもの。

(1) 主な内容

カスタマーハラスメント対策の一環として職員の名札の表記を見直し、現行の「石巻市・所属・役職・姓・名」から「石巻市・所属・姓」の表記に改正する。

(2) 今後の予定

令和 6 年 9 月 庁内へ周知

令和 6 年 10 月 1 日 新名札の運用開始

**2 収納代理金融機関の指定取消しについて（会計管理者）**

本市では、公金収納事務を取り扱う機関として、市内に店舗を有する 11 の金融機関を収納代理金融機関に指定している。

このうち、株式会社荘内銀行から、業務の見直し及び効率化の一環として、収納代理金融機関の指定取消しの申出があった。

株式会社荘内銀行について、収納代理金融機関の指定を令和 7 年 3 月 31 日付けで取り消すもの。

(1) 主な内容

金融機関の名称及び位置：株式会社 荘内銀行 山形県鶴岡市本町一丁目 9 番 7 号

主たる業務を行う店舗及び位置：株式会社 荘内銀行 イオン石巻支店（仙台支店内）

取消し年月日：令和 7 年 3 月 31 日

(2) 今後の予定

【その他】

- ・石巻市インターンシップについて（総務部）
- ・市長選挙及び市議会議員補欠選挙について（総務部）
- ・懸案事項一覧について（復興企画部）

以上